

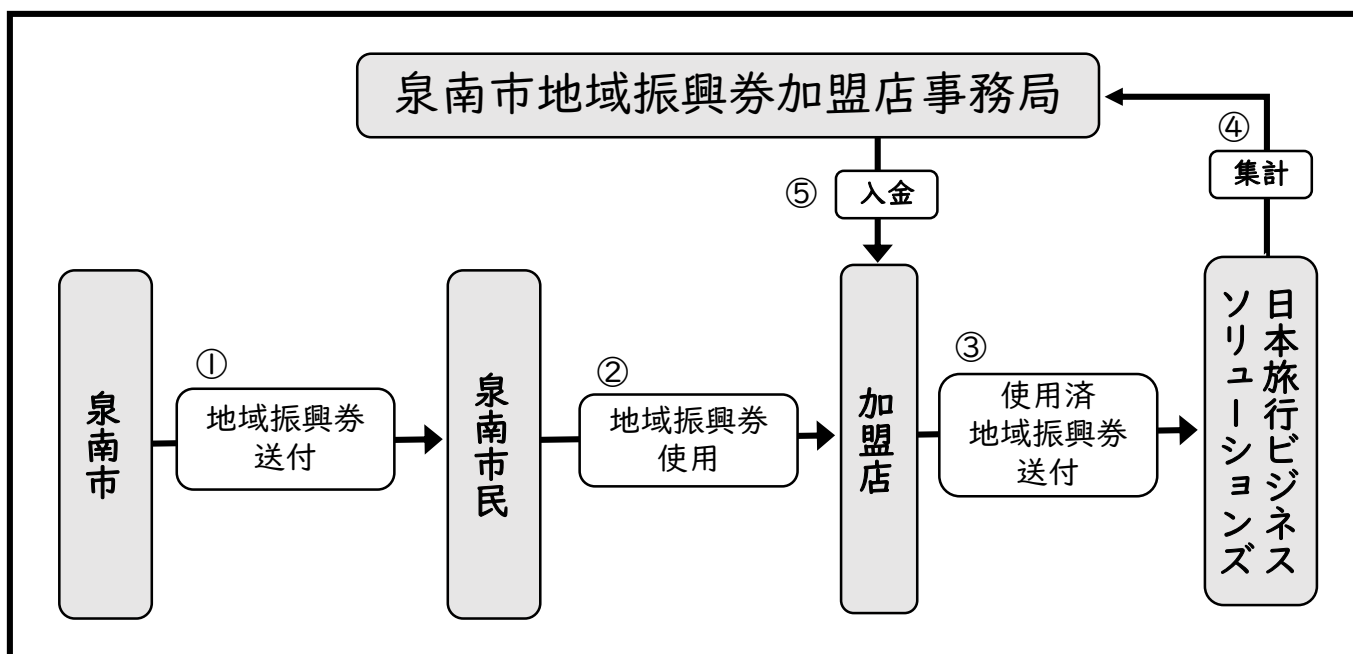
泉南市地域振興券（せんなんスマイル商品券） 加盟店募集要項



■目的

本業務は、泉南市（以下「市」という。）の市域内に店舗がある商店等において使用できる泉南市地域振興券（愛称：せんなんスマイル商品券。以下「地域振興券」という。）を交付することにより、新型コロナウイルス感染拡大に加え、燃料価格や様々な物価の高騰の影響を受けている市民生活を支援すると同時に、地域消費の拡大、地域経済の活性化を促進することを目的とする。

名称	泉南市地域振興券（愛称：せんなんスマイル商品券）
発行総額	265,000,000円（予定）
交付単位	1冊20枚綴り（500円/枚）・額面合計10,000円分を、1世帯につき、1冊送付する。
セット内訳	500円券20枚を1冊とし、セット内訳は下記のとおりとする。 A) 全店共通券 500円券×14枚 B) 中小店舗専用券 500円券×6枚 ※中小店舗専用券は店舗面積500㎡未満の店舗専用とする。
発行冊数	26,500冊（予定）
送付方法	令和4年7月31日現在の世帯数、世帯住所に基づき、1世帯につき1冊の地域振興券を送付する。
加盟店	参加登録を行った市内の飲食店、小売店及び宿泊施設等（以下「加盟店」という。）
交付対象者	令和4年7月31日（以下「基準日」という）において、住民基本台帳に記載される世帯の世帯主
使用期限	令和4年11月28日(月)～令和5年2月28日(火)



■ 1. 地域振興券取扱い厳守事項

1. 加盟店において使用期間内に限り取引可能とします。
2. 購入商品の返品の際の返金はできません。
3. 不足分は現金等で受け取ってください。
4. 地域振興券と現金の交換は禁止します。
5. 地域振興券額面以下の使用の場合であってもお釣りはお渡ししないでください。
6. 地域振興券の盗難・紛失、滅失または、偽造、模造等に対して、発行者（泉南市）は責任を負いません。
※地域振興券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。
7. 地域振興券は、物品の販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。
8. 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、地域振興券使用上限額などを定める場合は、あらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
9. 使用期間を過ぎた地域振興券は、受け取らないでください。
10. 中小店舗専用券は店舗面積 500 ㎡未満の中小店舗専用とします。

■ 2. 地域振興券の使用対象にならないもの

1. 出資や債務の支払い（振込代金、振込手数料、電気、ガス料金等）
2. 有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
3. 株式、先物等の金融商品
4. たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこの購入
5. 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
6. 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く。）等の不動産に関わる支払い
7. 現金との換金、金融機関への預け入れ
8. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
9. 当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票、競馬法（昭和23年法律第158号）第6条に規定する勝馬投票券、モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第10条に規定する舟券、自転車競技法（昭和23年法律第209号）第8条に規定する車券、小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）第12条に規定する勝車投票券、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券の購入
10. 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入、買掛金、未払金の支払（事業者間決済を含む）
11. 特定の宗教・政治団体と関わるものや、公序良俗に反するもの
12. 電子マネーへの入金
13. 国や地方公共団体への支払い（税金、国民健康保険料、水道料金等）
14. その他、発行者が地域振興券の使用対象として適当と認めないもの

■ 3. 加盟店登録にあたっての参加資格

泉南市内に店舗、事業所等を有する税の滞納がない事業者であること。

但し、次の事業者を除きます。

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
2. 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行う者
3. 入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置等を受けている者
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員または代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など
5. 店舗面積 500 ㎡以上の事業者については大規模店舗での登録とする
店舗面積 500 ㎡未満の事業者については中小店舗での登録とする
6. その他、泉南市が加盟店として適当でないとして認められた者

■ 4. 加盟店申し込みについて

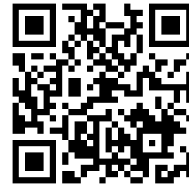
(1) 申込方法：

泉南市地域振興券特設WEBサイトより「泉南市地域振興券加盟店申込」ページから必要事項を記入の上、登録ください。

泉南市地域振興券特設WEBサイト <https://sennansmile-chiikisinkouken.com>

※インターネット環境が整っていない方は郵送での申し込みも可能です。

泉南市地域振興券登録申請書兼誓約書に必要事項を記入のうえ、泉南市地域振興券加盟店事務局へ郵送してください。（複数の店舗がある場合は、個別の店舗ごとの申請が必要になります。）



泉南市地域振興券登録申請書兼誓約書は、泉南市地域振興券特設WEBサイトでダウンロードいただけます。また、泉南市産業観光課および泉南市商工会でも配布します。

【送付先】〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町3-4-1 山口玄ビル6階
株式会社日本旅行 大阪法人営業統括部 内
「泉南市地域振興券加盟店事務局」宛

(2) 申込期間：

令和4年9月9日(金)～10月31日(月) 必着有効（ただし、応募状況によって延長することもあります）

※9月16日(金)までに登録・承認された加盟店は、商品券送付時に同封される加盟店一覧に掲載されます。

以降のご登録は、専用ホームページへの掲載となります。

(3) 承認：

①登録申込みのあった店舗については、泉南市での審査を経て、加盟店として承認します。

ただし、承認後であっても下記に該当する場合承認を取り消すことがあります。

- 1 申込内容に虚偽・不備・不正があった場合
- 2 募集要項に違反する行為が認められた場合
- 3 泉南市が承認を取り消すと判断した場合

②参加資格を満たしていなかった場合は、個別に連絡します。

③店頭に掲示して頂く加盟店表示ステッカー・ポスターは、後日配布します。

■ 5. 加盟店の責務等

加盟店は、次に掲げる事項を遵守又は注意してください。

1. 加盟店は、地域振興券を使用できる店舗であることが明確になるよう、事務局が配布するステッカー・ポスターを使用者に分かりやすい場所に掲示してください。
2. 大規模店舗（店舗面積 500 ㎡以上の事業者）については中小店舗専用券の取り扱いはできません。
3. 使用される地域振興券は、事務局が事前に配布する見本と間違いのないか確認してください。なお、偽造防止セキュリティがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された地域振興券と判別できる場合は、地域振興券の受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨を泉南市にも報告してください。
4. 地域振興券の見本については、レジ担当者や地域振興券を取り扱う全ての店員に周知願います。
5. 取引により地域振興券を受け取ったときは、再流出を防止するため券裏面に加盟店の受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受取りを拒否してください。
6. 使用済み地域振興券を換金するにあたり、万一入金額に差異があった場合、加盟店控え（半券）による照合が必要となるため、入金確認を完了するまで大切に保管しておいてください。（この控えがない場合は、振込金額の差異があっても異議申し立てができないこととなります。なお、控え片がある場合でも振り込み完了後、2週間（最終月のみ5日間）を過ぎてからの異議申し立てはできませんので、ご注意願います。）

7. 換金により生ずる、振込手数料は事務局で負担します。
8. 地域振興券の交換及び売買を行わないでください。有効期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引により得られた地域振興券のみ換金可能となります。
9. 泉南市産業観光課及び泉南市商工会、その他当該事業に係る関係者の事業運営に協力してください。

■ 6. 地域振興券の換金

物品の販売又は役務の提供などの取引において地域振興券を受け取った加盟店は、換金を申し出ることができ、その方法については以下（１）～（４）によることとします。

1. 加盟店は、所定の専用封筒に、「使用済み地域振興券＋換金伝票」を封入。
2. 「専用封筒」で所定の換金受付宛先へ送付下さい。消印有効となります。
3. 換金受付期間は、令和4年11月28日(月)～令和5年3月3日(金)消印有効までとします。

この期間を過ぎてからの受付には一切応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをしてください。

4. 換金受付日に応じて毎月1回の振込設定日に加盟店の指定口座へ支払われます。

■ 7. 加盟店の取消等

「加盟店募集要項」の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、加盟店登録の取消及び、損害金の発生等が生じる場合があります。

■ 8. その他留意事項

1. 地域振興券の取扱い、換金の方法などの詳細については、商品券使用開始前までに送付する「加盟店マニュアル」を参照してください。
2. 募集要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、泉南市がその対応を決定します。
3. 加盟店の情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は、「地域振興券の使えるお店」として、泉南市地域振興券特設WEBサイトにより広報します。
4. 本事業用にデザインされた「地域振興券」の肖像使用を含む広報告知物・掲出等については、事前に泉南市の承認が必要となります。その場合は、泉南市へご相談ください。
5. 本事業は泉南市に対する国の補助事業であることから国や泉南市の方針等によって、内容が変更される可能性がある旨を予め承願います。
6. 使用者への不利益を与える行為や、故意により事務局などに対して損害を与える行為などを行った場合は、換金の拒否もしくは損害賠償を求める場合があります。
7. 換金に関しては、令和4年3月29日(火)以降の異議申し立てはできません。

【問い合わせ先】

■ 泉南市地域振興券（せんなんスマイル商品券）加盟店事務局

住所：〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町3-4-1 山口玄ビル6階

（株式会社日本旅行 大阪法人営業統括部 内）

電話：0570-060017（平日10:00-17:00）

※土・日・祝日、年末年始〔令和4年12月29日(木)～令和5年1月3日(火)〕は休業